独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ヨロズ		コード	7294
提出日	2020/6/2	異動（予定）日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大下　政司	社外取締役	○										○					有
2	森谷　弘史	社外取締役	○							△			○				新任	有
3	**辻**　千晶	社外取締役	○													○		有
4	小川　千恵子	社外取締役	○													○		有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	・大下政司氏は、一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1％未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 ・同氏は、一般財団法人日本自動車会議所の理事を務めており、当社と同団体との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1％未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 ・同氏は、一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、同会との間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1％未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	大下政司氏は、経済産業省での職務を通じて培われた幅広い見識とこれまでの豊富な経験を当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に貢献していただけるものと判断したため、社外取締役として適任と判断しました。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2	森谷弘史氏は、過去に主要な取引先である日産自動車㈱の業務執行者でありましたが、2007年3月に同社を退社されました。その後、カルソニックカンセイ㈱（現マレリ㈱）に入社し、業務執行者でもあります。なお、マレリ㈱と当社との取引額は、当社の年間売上高の0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	森谷弘史氏は、自動車業界に長年にわたって携わっておられるとともに、グローバルな企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献していただけるものと判断したため、新任の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3		**辻**千晶氏は、日本のみならずドイツ弁護士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験を当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に貢献していただけるものと判断したため、監査等委員である取締役（社外取締役）として適任と判断しました。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。
4		小川千恵子氏は、日本のみならず米国公認会計士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験を当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に貢献していただけるものと判断したため、監査等委員である取締役（社外取締役）として適任と判断しました。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。